

4 スウェーデン王国

(1) 商標法の動向等

- 1) スウェーデン王国（以下「スウェーデン」という。）では、1995年12月1日からマドリッド協定議定書が発効している。スウェーデンは、マドリッド協定には加盟していない。
- 2) 現行スウェーデン商標法（以下「商標法」という。）は、2010年9月12日に制定され、2011年7月1日に施行された¹⁷²。同改正前は、1995年12月7日制定、1996年1月1日施行の旧商標法¹⁷³が存在した。現行商標法の旧商標法からの主要な改正点は、先行登録に基づく拒絶理由通知の継続、却下された出願の回復、出願の一部拒絶の導入、権利者による不当出願の移転要求、行政手続きによる取消制度の導入、登録公告と3カ月の異議申立期間の採用、姓名・アーティスト名の登録の緩和、識別性のない原産地からなる団体商標等の登録、職権のみによるディスクレマー（商標の一部権利行使不能）の登録、商標の更新、国外居住者による書類送達住所の届出、上訴の手続き、秘密保護命令等¹⁷⁴である。現行スウェーデン商標規則（以下「商標規則」という。）は、2011年5月26日制定、同年7月1日施行のものであるが、現在ウェブではスウェーデン語のテキスト¹⁷⁵しか見当たらない。

¹⁷² 2013年1月29日現在はスウェーデン語のテキスト（自動翻訳付）のみウェブから入手可能である。WIPOホームページ→RESOURCES→WIPO LEX → Sweden→Laws →Main IP Laws: enacted by the Legislature→Trademark Act (2010:1877)

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=236794、スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Laws and Regulationsでは、英文テキストは、上記WIPOのホームページを参照している。

<http://www.prv.se/en/Trademarks/Laws-and-regulations/>

¹⁷³ 2010年改正前の1995年商標法の日本語テキストを、日本国特許庁のホームページで見ることができる。日本国特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国知的財産権制度情報→スウェーデン→商標法

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryoku/s_sonota/fips/mokuji.htm

¹⁷⁴ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Laws and Regulations→The new Trademarks Act

<http://www.prv.se/en/Trademarks/Laws-and-regulations/The-new-Trademarks-Act/> なお、改正点以外では実質的に変更のない部分も多くあるとのことなので、旧商標法についても、随時参照する。

¹⁷⁵ WIPOホームページ→RESOURCES→WIPO LEX → Sweden→Implementing Regulations →Intellectual Property (Date of Current Version)→Trademark Regulation (2011:594)(2011) <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=10708>、スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Laws and Regulationsでは、英文テキストは、上記WIPOのホームページを参照している。

<http://www.prv.se/en/Trademarks/Laws-and-regulations/> なお、スウェーデンの法令出版会社「Notisum」の名称でGoogle検索を行い、「Lagbevakning med Notisum och Rättsnätet」の下の「このページを訳す」を選択して、ホームページの上部「法令集」を開き、「2011

(2) 商標の定義

- 1) 商標は視覚的に (**graphically**) 表示することのできる標識、具体的には、個人名を含む言葉、及び図案、文字、数字並びに商品若しくはその包装の形状若しくは装飾的外観で構成することができるが、当該標識は識別性を有するものでなければならない (商標法1章4条)。立体商標、音響商標も認められる¹⁷⁶。

標識がある事業者の商品又は役務を他の事業者の商品又は役務と区別することができる場合には識別性を有するとみなされる (商標法1章5条前段)。次の標識のみからなる場合には、商標は識別性を有しないが、使用によって識別性を獲得することができる (商標法1章5条後段)。

- (a) 商品又は役務の種類、品質、数量、使用目的、価値、地理的原産地その他の特徴又は当該商品の生産又は役務の提供の時期を表す標識又は表示
- (b) 日常会話又は正当な商慣習において商品又は役務のために慣用されている標識又は表示。

- 2) 排他権としての商標権は、国内登録又は国際登録の領域指定による (商標法1章6条) ほか、使用によっても獲得することができる (商標法1章7条1段落)。商標が使用されている商品又は役務を示す言葉として広く需要者に知られている場合に保護されるが、特定の地域でのみ知られている場合には、当該地域においてのみ排他権を有する (商標法1章7条2段落)。

商号の所有者は、当該商号について商標権を有する (商標法1章8条1段落)。商号として保護される地域が特定の地域に限られる場合は、商標としての保護も当該地域内に限られる (同上)。商品又は役務について識別力があることを条件として、自己の姓又は名を商標として使用している場合も同様である (商標法1章8条2段落)。

- 3) 団体商標 (**Collective mark**)、証明商標 (**Guarantee Mark**)、管理商標 (**Controlled Mark**)

年」の法令から、「2011 : 594」を開くと、日本語で商標規則の条文を見ることができる。日本語以外の言語の選択も可能である。

http://translate.googleusercontent.com/translate_c?depth=1&ei=2cgiUZ75Fs_VkAWanICQCQ&hl=ja&prev=/search%3Fq%3DNotisum%26hl%3Dja%26tbo%3Dd%26biw%3D1440%26bih%3D712&rurl=translate.google.co.jp&sl=sv&u=http://www.notisum.se/Pub/Doc.aspx%3Furl%3D/rnp/sls/lag/20110594.htm&usg=ALkJrhiRe1ZzmeeanFyg5dfPTXvcZ4pBeg

¹⁷⁶ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Applying for a trademark→What is a trademark?→Different typys of trademark

<http://www.prv.se/en/Trademarks/Applying-for-a-trademark/What-is-a-trademark/Different-typses-of-trademark/>

組合、会社その他の事業者は、その加入者が使用する共通のブランド（団体商標）その他商業上の商標について独占的な権利を取得することができる（商標法 1 章 2 条）。証明商標や管理商標は、商品又は役務の品質基準を設定し、又は品質を管理している官公庁、財団、組合、会社その他の事業者が登録することができる¹⁷⁷。

商取引において商品又は役務の原産地を示すために用いられる標識や名称は、識別力がない場合であっても、団体商標、証明商標又は管理商標として登録することができる（商標法 2 章 6 条）。ただし、第三者が商業上原産地として当該標識や表示を使用することを、当該登録に基づいて禁止することはできない（商標法 1 章 11 条 3 段落）。当該使用が、正当であると否とを問わない。また、原産地名称を使用する権利を有する者の使用を禁止することもできない（同上）。

団体商標、証明商標又は管理商標の出願をする場合には、当該商標の使用条件を定めた規則を提出しなければならない¹⁷⁸（商標法 2 章 1 条 2 段落）。当該規則が変更されたにもかかわらず、当該登録の名義人がスウェーデン特許登録庁に届け出なかった場合及び当該商標が使用に関する規則に適合しない方法で使用されているにもかかわらず、名義人が当該使用を阻止するための合理的な措置を講じない場合には、登録は取消される（商標法 3 章 3 条）。

（3） 方式要件

国際登録の領域指定は、その保護が確定した場合には、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日）から、その商標がスウェーデンにおいて登録されていた場合と同一の法的効果を有する（商標法 5 章 16 条）。

国際登録の領域指定における方式要件についての特別の規定は設けられていない。出願書類（MM2）の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

出願書類（MM2）の記載

（1）出願人・代理人

出願人について特段の要求はない。出願人の名称及び住所の記載のみである¹⁷⁹（商

¹⁷⁷ 同上。

¹⁷⁸ 国際登録の領域指定の場合には、その旨の暫定的拒絶の通報のスウェーデン特許登録庁における発送日から 3 ヶ月以内に直接スウェーデン特許登録庁に提出することとされている。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=misc>

¹⁷⁹ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Forms→Help with

標法2章1条)。

なお、出願人が、スウェーデンの会社登録庁に登録されていない組合、財団その他の法人である場合には、法人であることを証明する書類の添付が要求される¹⁸⁰が、国際登録の領域指定の場合には、不要であると考えられる。

(2)マーク

商標の定義は、(2) 1)記載のとおりである。標章の明確な複製が含まれていなければならない¹⁸¹ (商標法 2 章 1 条)。

(3)標準文字制度

文字商標は常に標準文字で登録される¹⁸²。特定のフォントを使用する場合には、図形商標の登録が必要である¹⁸³。

なお、日本語の漢字・片仮名・平仮名のマークについては、文字商標ではなく、図形商標とみなされると考えられる。日本語のみからなる商標であるという事由では暫定拒絶とはならない¹⁸⁴が、他方、読みの音についての保護を求める場合には、別に文字商標の出願をすることが望ましいと考えられる。

(4)色彩に係る主張

色彩を主張する場合には、その旨記載し、言葉で色彩を“the mark is produced in green and red”のように簡単に説明しなければならない¹⁸⁵が、当該色彩を使用する部位の記載までは要求されていない。商標見本は色彩付でなければならない。白黒で登録した場合には、色彩付の商標も権利範囲に含まれる¹⁸⁶。MM2 第 8(a)欄に色彩を主張する旨のチェックと色彩の記載及び第 7(a)欄の色彩付の商標見本が必要であるが、MM2 第 8(b)欄の記載は要求されない。

(5)標章音訳

特段の規定はない。ラテン文字以外の文字からなる商標については、マドリッド共通規則第 9 規則(4)(a)(xii)に従って必ず MM2 の第 9 (a) 欄にラテン文字を記載しなければならない。

trademark applications参照。

<http://www.prv.se/en/Trademarks/Forms/Help-with-trademark-applications/>

¹⁸⁰ 同上。

¹⁸¹ 同上。

¹⁸² スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Applying for a trademark→What is a trademark?→Different typys of trademark

<http://www.prv.se/en/Trademarks/Applying-for-a-trademark/What-is-a-trademark/Different-ty-pes-of-trademark/>

¹⁸³ 同上。

¹⁸⁴ 国際登録 778373 「黄金の味」参照。

¹⁸⁵ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Applying for a trademark→What is a trademark?→Different typys of trademark

<http://www.prv.se/en/Trademarks/Applying-for-a-trademark/What-is-a-trademark/Different-ty-pes-of-trademark/>

¹⁸⁶ 同上。

(6)標章の翻訳

特段の規定はない。日本語からなる商標について翻訳を記載していなくても暫定拒絶は出ていない¹⁸⁷。

(7)商標が意味を持たない造語を含む場合

特段の規定はない。

(8)立体商標

立体商標の登録は認められる¹⁸⁸。当該商品又は包装の形状は、通常のものとは著しく異なるものでなければならない¹⁸⁹。

出願時には、立体商標であることを出願書類に記載する必要がある¹⁹⁰。国際登録出願の場合には、MM2 第 9(d)欄の「Three-dimensional mark」にチェックする必要がある。

(9)団体商標

団体商標であることを出願書類に明記しなければならない¹⁹¹。必ず、国際登録出願の様式MM2 の第 9 (d)欄の「Collective Mark, certification mark, or guarantee mark」にチェックをしておく必要がある。スウェーデン特許登録庁の暫定的拒絶の通報発送日から 3 ヶ月以内に、当該団体商標の使用に関する規則をスウェーデン特許登録庁に直接送付しなければならない^{192 193}。

(10)標章の記述(説明)

特段の規定はない。

(11)標章の称呼

特段の規定はない。

(12)ディスクレーム制度

¹⁸⁷ 国際登録 801508 「TSUKIKA つき華」参照

¹⁸⁸ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Applying for a trademark→What is a trademark?→Different typys of trademark
<http://www.prv.se/en/Trademarks/Applying-for-a-trademark/What-is-a-trademark/Different-ty-pes-of-trademark/>

¹⁸⁹ 同上。

¹⁹⁰ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Forms→Help with trademark applications参照。
<http://www.prv.se/en/Trademarks/Forms/Help-with-trademark-applications/>

¹⁹¹ 同上。

¹⁹² WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=misc>

¹⁹³ 2011 年改正前であるが、国際登録 1013363 「DOMINO」参照。ただし、暫定的拒絶の通報が送付される前に、直接提出すれば受理されるようである。国際登録 1135241 「HRMP」参照。

認められない¹⁹⁴。

(13)商品及び役務

ニース分類に従って¹⁹⁵商品及び役務を分類する(商標法 2 章 1 条)。ニース分類のすべての区分の表題 (headings) を受け付ける¹⁹⁶。

(14)使用の意思の宣言

使用の意思の宣言書の提出を求める共通規則第 7 規則(2)に基づく宣言はしていないので、不要である¹⁹⁷。

(15)その他

国内出願については、パリ条約に基づく優先権を主張する場合には、出願において優先権主張を行うとともに、優先権証明書のスウェーデン特許登録庁が定める 3 ヶ月以内の期間内に提出しなければならない(商標法 1 章 14 条、15 条)が、国際登録の領域指定については、議定書 4 条 2 項¹⁹⁸に基づき、証明書類の提出は不要で

¹⁹⁴ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Laws and Regulations→The new Trademarks Act→Disclaimer

<http://www.prv.se/en/Trademarks/Laws-and-regulations/The-new-Trademarks-Act/Disclaimer/> なお、商標が識別性のない要素を含んでおり、その商標を登録した場合に商標権の範囲について疑義が生じると考えられる特段の理由が存在するときは、スウェーデン特許登録庁の判断により、その要素は登録の際、保護の対象から明示して除外される(商標法 2 章 11 条)。

¹⁹⁵ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Classifying goods and services <http://www.prv.se/en/Trademarks/Classifying-goods-and-services/> なお、商品及び役務の分類をオンラインで行うことを支援するサービス Euroclass が、英国、ドイツ、欧州共同体商標意匠庁と共同で提供されている。スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Classifying goods and services→Euroclass-online classification tool <http://www.prv.se/en/Trademarks/Classifying-goods-and-services/EuroClass---online-classification-tool/>

¹⁹⁶ WIPO ホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→Miscellaneous <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=misc>

¹⁹⁷ WIPO ホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations <http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

¹⁹⁸ 議定書 4 条 2 項「すべての国際登録について、その名義人は、工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条 D に定める手続に従うことを要することなく、同条に定める優先権を有する。」

パリ条約第 4 条 D

「(1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。

(2) (1) の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物(特に特許及びその明細書に関するもの)に掲載する。

(3) 同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面

あり、国際出願MM2の6欄「PRIORITY CLAIMED」の記載でよいと考えられる。

等を含む。)の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、また、いかなる場合にも、後の出願の日から3箇月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。その謄本には、その主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求することができる。

(4) 出願の際には、優先権の申立てについて他の手続を要求することができない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかった場合の効果を定める。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする。

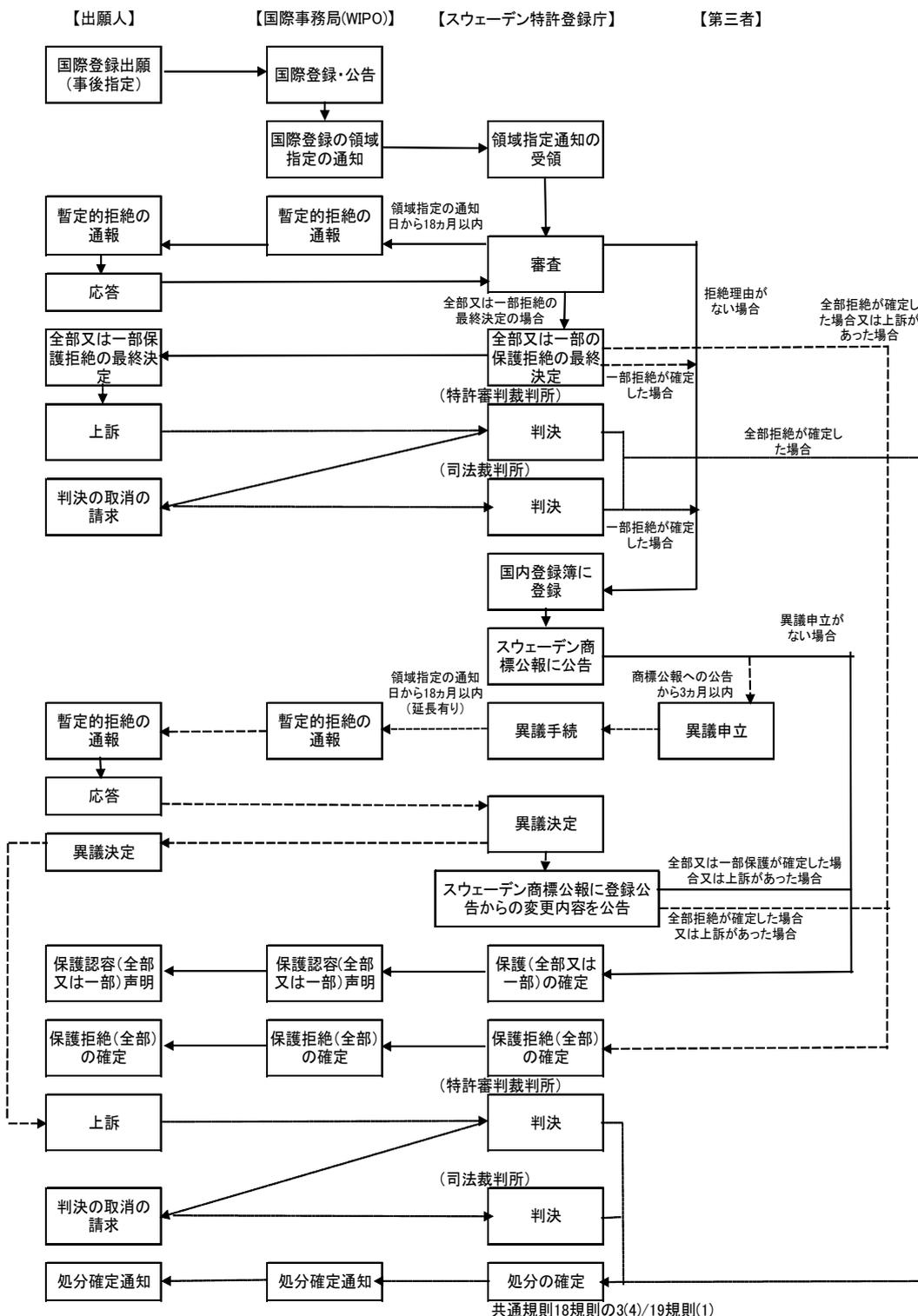
(5) 出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。

最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、その最初の出願の番号を明示するものとし、その番号は、(2)に定める方法で公表される。」

(4) 審査

① 実体審査の概略

実体審査の概略の流れは次のとおりである。



- 1) 国際登録の領域指定は、その保護が確定した場合には、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日）から、その商標がスウェーデンにおいて登録されていた場合と同一の法的効果を有する（商標法 5 章 16 条）。
- 2) スウェーデン特許登録庁は、国際登録の領域指定の通知を受領した場合には、拒絶理由がないかを審査する（商標法 5 章 8 条 1 段落）。拒絶理由は国内出願の場合と同一であり（商標法 5 章 8 条 2 段落）、スウェーデン特許登録庁は、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の両方について審査する¹⁹⁹。
- 3) スウェーデン特許登録庁は、国際登録の領域指定にかかる商標に拒絶理由があると判断した場合には、国際登録の領域指定の保護の全部又は一部の暫定的拒絶の通報を国際事務局に送付する（商標法 5 章 8 条 3 段落）。国際事務局への暫定的拒絶の通報の送付は、国際事務局がスウェーデン特許登録庁に国際登録の領域指定を通知した日から 18 ヶ月以内に行われる²⁰⁰（同上）。
- 4) スウェーデンで保護が認められた国際登録の領域指定については、スウェーデン特許登録庁は、国内登録簿に登録し、スウェーデン商標公報に公告²⁰¹する（商標法 5 章 10 条 1 段落）。スウェーデン特許登録庁が、国際登録の領域指定の一部の保護を拒絶し、当該拒絶が確定したときは、拒絶されなかった商品又は役務について、国内登録簿に登録し、スウェーデン商標公報に公告する（商標法 5 章 10 条 2 段落）。
- 5) 国際登録の領域指定がスウェーデン商標公報に公告された日から 3 ヶ月以内に、スウェーデンにおける国際登録の領域指定の保護について、異議申立ができる²⁰²（商

¹⁹⁹ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→As Designated Office
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=designated>

²⁰⁰ スウェーデンは、暫定的拒絶の通報の送付期間を国際登録の領域指定の通知の日から 18 ヶ月とするマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言をしている。また、スウェーデンは、当該 18 ヶ月の期間経過後に異議申立に基づく暫定的拒絶の通報の送付が認められるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言もしている。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

²⁰¹ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Laws and Regulations→The new Trademarks Act
<http://www.prv.se/en/Trademarks/Laws-and-regulations/The-new-Trademarks-Act/>

なお、WIPO ホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→As Designated Office
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=designated> では、国際事務局からの更新の通知のみスウェーデン商標公報に公告するとされているが、誤りと考えられる。

²⁰² 同上。また、WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International

標法 5 章 11 条 1 段落)。異議申立があったときは、スウェーデン特許登録庁は、暫定的拒絶の通報²⁰³により、国際登録の名義人にその旨通知し、意見を述べる機会を与える(商標法 5 章 13 条 1 段落)。

異議申立があった場合において、スウェーデン特許登録庁は、国際登録の領域指定の保護についての拒絶理由があると判断するときは、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護の拒絶の決定を行い、それ以外の場合には、異議を棄却する(商標法 5 章 15 条 1 段落)。

異議決定における国際登録の領域指定の全部又は一部の保護の拒絶は、国際事務局への暫定的拒絶の通報に記載された理由²⁰⁴に基づいてのみ行われる(商標法 5 章 15 条 3 段落)。暫定的拒絶の通報は国際登録の領域指定の通知日から 18 ヶ月以内に行われなければならないが、異議申立期間が当該 18 ヶ月の期間経過後に到来する場合には、スウェーデン特許登録庁が当該 18 ヶ月の期間内に国際事務局にその旨通知していることを条件として、異議申立期間満了後 1 ヶ月以内²⁰⁵に行うことができる(同上)。

異議手続により、国際登録の領域指定の保護の全部又は一部の拒絶が確定した場合には、スウェーデン特許登録庁は、国内登録簿から拒絶の確定した部分を抹消し、当該決定は、スウェーデン商標公報に公告される(商標法 5 章 15 条 4 段落)。異議についての最終的な決定はスウェーデン特許商標庁から国際事務局に通知される(共通規則 18 規則の 3(2)、(3))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 18 規則の 3(5))。

- 6) 国際登録の領域指定について、スウェーデン特許登録庁の審査において拒絶理由がなく、異議申立期間内に異議申立がなかった場合には、スウェーデン特許登録庁は、国際登録の領域指定に保護が与えられる旨の通知を国際登録の名義人に送付する(共通規則 18 規則の 3(1))。
- 7) 暫定的拒絶の通報に対する応答は、スウェーデン特許登録庁による暫定的拒絶の通報の発送の日から、異議申立に基づく暫定的拒絶の通報の場合には 2 ヶ月²⁰⁶、それ

Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→As Designated Office参照。<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=designated>

²⁰³ 国際登録 1042868 「SUNRIDER」の暫定的拒絶の通報参照。VIII欄「スウェーデン特許登録庁は、国際登録の名義人が答弁書を提出できる期間中は、決定を行わない。」

²⁰⁴ 注 29 参照。

²⁰⁵ 同上。

²⁰⁶ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→As Designated Office参照。

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=designated> 国際登録 1042868 「SUNRIDER」の暫定的拒絶の通報参照。

以外の場合には3ヵ月であり(商標法5章13条、9条)、いずれも延長可能である²⁰⁷。

スウェーデン特許登録庁は、職権審査に基づく場合であれ、異議申立に基づく場合であれ、暫定的拒絶の通報に対するそれぞれの応答期間経過後に拒絶理由が解消していない場合には、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護を拒絶する決定を行う(商標法5章9条、15条1段落)。国際登録の名義人が暫定的拒絶の通報に回答しない場合には、通常拒絶理由は解消しないので、国際登録の領域指定の保護の全部又は一部が拒絶される。

- 8) 暫定的拒絶の通報を送付した国際登録について、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定し、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、スウェーデン特許登録庁は、その旨国際事務局に通知する(共通規則18規則の3(2)、(3))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則18規則の3(5))。

② 審査内容

スウェーデン特許登録庁は、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の両方について審査する²⁰⁸(商標法5章8条1段落、2段落)。

③ 暫定的拒絶通報の期間

スウェーデン特許登録庁は、国際登録の領域指定の通知の日から18ヵ月以内に国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する²⁰⁹(商標法5章15条3段落、マドリッド協定議定書5条(2)(b))。

なお、マドリッド協定議定書5条(2)(c)の宣言を行っている²¹⁰ので、異議に基づく拒絶の可能性が通知されている場合には、18ヵ月の暫定的拒絶の通報の期間経過後であっても拒絶される可能性は残っている(商標法5章15条3段落、マドリッド協定議定

²⁰⁷ 同上。

²⁰⁸ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→As Designated Office
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=designated>

²⁰⁹ スウェーデンは、暫定的拒絶の通報の送付期間を国際登録の領域指定の通知の日から18ヵ月とするマドリッド協定議定書5条(2)(b)の宣言をしている。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

²¹⁰ スウェーデンは、18ヵ月の暫定的拒絶の通報の期間経過後に異議申立に基づく暫定的拒絶の通報の送付が認められるマドリッド協定議定書5条(2)(c)の宣言もしている。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.htm>

書 5 条(2)(c)。

④ 絶対的拒絶理由の内容

- 1) 次の商標は、登録されない。
 - a) 技術的効果を得るために必要な形状又は実質的な価値を有する形状のみからなる商標（商標法 2 章 4 条）。
 - b) 指定商品又は役務について識別性を有しない商標（商標法 2 章 5 条）
ただし、商取引において商品又は役務の原産地を示す標識や名称は、識別性がなくとも、団体商標としては登録できる（商標法 2 章 6 条）。
 - c) 法令に違反し、又は公序良俗に反する商標（商標法 2 章 7 条 1 号）
 - d) 商品又は役務の種類、品質、原産地その他の状態について公衆を誤認させるおそれがある商標（商標法 2 章 7 条 2 号）
 - e) 許可なく、法令に基づき商標として不当に使用することが禁止されている国家や国際機関の紋章、地方行政単位の紋章又は容易にこれらと混同される紋章等を含む商標（商標法 2 章 7 条 3 号前段）
 - f) ぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示とみなされる表示を含む商標で、原産地の異なるぶどう酒又は蒸留酒に使用するもの（商標法 2 章 7 条 3 号後段）
- 2) 商標が、それ単独では登録できない要素を含んでおり、当該商標が登録された場合には、排他権の及ぶ範囲が不明確となるおそれが明白な場合には、登録に際して、当該要素は保護範囲から除外される（商標法 2 章 12 条 1 段落）。当該要素が後日登録要件を満たした場合には、新たな出願に基づき、当該要素を含む商標が登録される（商標法 2 章 12 条 2 段落）。

⑤ 相対的拒絶理由の内容

- 1) 次の商標は登録されない。ただし、先行商標等の権利者の同意がある場合は、登録される（商標法 2 章 11 条）。
 - a) 先行商標と商標及び指定商品又は役務が同一の商標（商標法 2 章 8 条 1 段落 1 号）
 - b) 先行商標と商標及び指定商品又は役務もがそれぞれ同一又は類似の商標で、その使用により混同（商標の所有者と使用者間の関連性の存在の誤認を含む）を生じるおそれがある場合（商標法 2 章 8 条 1 段落 2 号）
 - c) 需要者の間で広く知られている商標と同一又は類似の商標で、当該商標を使用した場合には、当該商標の識別性又は名声に基づき不当に利益を得、又はこれらを正当な理由なく害することとなる場合（商標法 2 章 8 条 1 段落 3 号）
 - d) 出願時においてスウェーデン国内又は国外において使用され、現在も使用されて

いる他人の商標と混同を生じるおそれのある商標で、出願時において出願人がそのことを知っていた場合（商標法 2 章 8 条 1 段落 4 号）

2) 上記 1)a)から c)の適用範囲等

a) 上記 1)a)から c)において先行商標とは、次の商標を意味する（商標法 2 章 8 条 2 段落）。

- i) スウェーデンで国内手続きに基づき登録されている商標
- ii) スウェーデンで有効に保護されている国際登録の領域指定
- iii) スウェーデン国内の相当部分において市場での使用により商標として確立し保護される商標
- iv) 欧州共同体商標

b) 上記 1)a)から c)は、出願商標が次のものと同一又は類似である場合にも準用する（商標法 2 章 9 条）。

- i) 商業活動で使用されている登録された商号
- ii) 商標法 1 章 8 条に基づきスウェーデン国内の相当部分において商標として保護される商号以外の事業名称その他事業を示すもの

3) 次の要素を含み、又はこれらにより構成された商標は登録されない（商標法 2 章 10 条）。ただし、先の権利の所有者等の同意がある場合には、登録される（商標法 2 章 11 条）。

- a) 他人の氏名ととられるおそれのある要素
- b) 他人の特殊な姓名、一般に知られている芸名その他これらに類するものととられる要素で、当該他人に不利益を与えるもの（相当以前に死亡した人間に関するものと明白にわかる場合を除く）
- c) 他人の肖像（相当以前に死亡した人間に関するものと明白にわかる場合を除く）
- d) 著作物についての他人の著作権又は写真又はデザインについての他人の権利を侵害する要素

(5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

- ① 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶/一部拒絶の取扱い
 - 1) スウェーデンからの国際登録出願は英語による²¹¹こととされており、暫定的拒絶の通報も英語でなされている。

²¹¹ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→As Office of Origin
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=origin>

- 2) 暫定的拒絶の通報には、全部拒絶と一部拒絶²¹²とがある。
- 3) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

²¹² 異議に基づく全部拒絶の例として、国際登録 1042868 「SUNRIDER」。職権に基づく部分拒絶の例として、国際登録 1095071 「MOTTEC」、全部拒絶の例として国際登録 1089552 「CLOUDBOX」等

THE PROTOCOL RELATING TO THE MADRID AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF MARKS

商標の国際登録に関するマドリッド議定書の表示

EX OFFICIO PROVISIONAL REFUSAL OF PROTECTION ACCORDING TO RULE 17 (2)

規則 17(2)に従った、職権による暫定拒絶通報

I. National office that notifies the refusal of protection:

The Swedish Patent and Registration Office
Trademarks Sections
Box 530
S-826 27 SÖDERHAMN
Sweden

Telephone: int + 46 8 782 25 00
Telefax: int + 46 270 173 51

拒絶通報発出機関の記載：
スウェーデン特許登録庁商標課、住所、電話番号、FAX番号

II. Number and wording of the international registration which is subject to refusal: 1 [] fitELLA

拒絶対象国際登録の番号と商標

III. Grounds for refusal:

- The mark is not distinctive.
- Confusingly similar to the national mark(s):
Holder:
- Confusingly similar to the mark(s) under the Madrid Protocol:
Holder:
- Confusingly similar to the Community Trademark(s): 1) FITELLA, no 5689484
2)
Holder: 1- []
Za []
- Other grounds:

拒絶理由：
5項目が示されており、該当する理由に×印が付く。
理由の根拠となる先行商標の出願番号と名義人名称、住所が示される。

IV. Provisions of the Swedish Trademarks Act (enclosed) : Art. 14 par.1.9

関連するスウェーデン商標法の条文番号の記載

V. Refusal for all the goods and services

拒絶内容：全ての商品/役務に対して拒絶

VI. The holder of the registration may request a review of the refusal. The request must be received by the Swedish Patent and Registration Office no later than 3 (three) months after the date of the refusal, that is 03-12-2010. The request must be filed in Swedish. Please note that if the designation is accepted subsequent to a review or an appeal, an opposition may be filed against the mark within 2 (two) months of the publication of the mark. Oppositions may be filed after the end of the 18-month period (Article 5(2)(c)(i) of the Protocol, Rule 16(1)). Information concerning the dates on which the opposition period begins and ends will be communicated at the same time as the notification of a provisional refusal on an opposition.

拒絶への応答：
① 応答期限：拒絶の発出日から3ヶ月以内
② 言語：スウェーデン語
③ 異議申立：登録公報発行後、2ヶ月以内 など

VII. Date of the notification of the provisional refusal: 03-09-2010

拒絶通報発出日

VIII. Signature by the Office: Hans Nordlund  REGISTRAR

特許庁担当審査官の名前とサイン

Number of continuation sheets: 3

Extract from the Swedish Trademarks Act

Article 2. An exclusive right in a trademark is acquired also without registration when the mark has been established on the market.

Article 6. Symbols shall be deemed to be confusingly similar under this Act only if they relate to goods of the same kind or a similar kind.

Confusing similarity may be invoked also for the benefit of a symbol, which has a reputation in this country if the use of another similar symbol would take unfair advantage of, or would be detrimental to, the distinctive character or reputation of the symbol having the reputation.

Article 13. A trademark may be registered only if it is distinctive. A mark which, exclusively or with only minor changes or additions, indicates the kind, quality, quantity, use, price or geographical origin of the goods or the date of their production shall not in itself be deemed to be distinctive. In the assessment of whether a mark is distinctive consideration shall be given to all circumstances and in particular to the scale and the time of the use of the mark. A symbol consisting exclusively of a shape which results from the nature of the goods or of a shape which is necessary to obtain a technical result or of a sign which gives a substantial value to the goods may not be registered as a trademark.

Article 14. A trademark may not be registered:

- 1) if the mark contains such a State emblem or international emblem or such a local authority coat of arms which under existing laws or regulations may not be used, without permission, as a trademark, or anything that may be easily confused therewith;
- 2) if the mark is likely to deceive the public;
- 3) if the mark is otherwise contrary to laws or regulations or public order or is likely to cause offence;
- 4) if the mark contains or consists of elements which are likely to convey the impression of being another person's trade name or the family name, artistic name or similar name of another person, or another person's portrait, unless the name or the portrait obviously relates to a person who is long deceased;
- 5) if the mark contains an element which is likely to convey the impression of being the title of another person's protected literary or artistic work, where the title is distinctive, or which would violate another person's copyright in a literary or artistic work or another person's right in a photographic picture or in a design;
- 6) if the mark is confusingly similar to a name or a trade name which is being used in the course of another person's business activities or to another person's trademark which is registered on the basis of an earlier application, or to another person's trade symbol which is established on the market when the application for registration is filed;
- 7) if the mark is confusingly similar to a trade symbol which, at the time of the application, is being used by another person and the applicant had knowledge about that use at the time of the application and had not used the mark before the other symbol was first used;
- 8) if the mark is confusingly similar to a trademark covered by an international registration with effect in Sweden and for which the date referred to in Article 55, second paragraph, precedes the date of the application.

9) if the mark is confusingly similar to a Community trademark owned by another person which is registered on the basis of an earlier application.

In cases referred to in items 4), 5), 6), 7) 8) and 9) the registration may nevertheless be effected if the person whose right is involved gives his consent and there are no other obstacles according to the provisions of the first paragraph. ---

Article 15. An exclusive right in a trademark acquired through registration does not include such elements of the mark, which cannot by them be registered.

Article 21. Following an opposition, the Registration Authority shall invalidate the registration if there is an obstacle to it. If there is an obstacle only in respect of part of the goods listed in the registration, the Registration Authority shall, instead, if the trademark owner so desires, invalidate the registration only as regards those goods.

The Registration Authority shall refuse the opposition if there is no obstacle to the registration.

A notice shall be published when the decision of the Registration Authority concerning the opposition has taken legal force. If the decision implies that the registration is invalidated wholly or in part, this fact shall be recorded in the register.

Article 54. If the National Trademark Authority receives a notification from the International Bureau to the effect that a person other than one referred to in Article 51 has requested an extension of the territorial effect of an international registration of a mark to Sweden, the Authority shall examine whether there is an obstacle to admitting such an effect.

Such an obstacle exists if the trademark referred to in the international registration does not fulfil the requirements under Article 13 or if an obstacle to a national registration would have existed according to Article 14.

Article 55. If there is an obstacle to the registration according to Article 54, second paragraph, the National Trademark Authority shall, within 18 months from the date of the notification referred to in Article 54, first paragraph, notify the International Bureau that the international registration cannot have effect in Sweden and state the grounds therefore.

Article 56. After the expiry of the time limit indicated in Article 55, third paragraph, the National Trademark Authority shall, if there is no obstacle to it, decide that the international registration shall have effect in Sweden. When that decision has taken legal effect, the trademark shall be entered into the register and a notice of this fact be published.

If there is an obstacle to admitting the effect in Sweden of the international registration, the National Trademark authority shall decide that the international registration shall not have any effect in this country. The decision shall indicate the grounds which have determined the result. If the National Trademark Authority has not previously transmitted a notification under Article 55, first paragraph, it shall communicate the decision to the International Bureau within 18 months from the date of the notification referred to in Article 54, first paragraph, or, if the time period indicated in Article 55, third paragraph, expires later, within one month from the expiry of that period. In the latter case, the National Trademark Authority shall, within 18 months from the date of the notification referred to in Article 54, first paragraph, notify the International Bureau that a decision as just referred to may be communicated later. When the decision that the international registration shall not have any effect in Sweden has taken legal force, a notice of this fact shall be published.

REGISTRERAD

Registreringsnummer: 005689484 **Registreringsdatum:** 2010-03-04
Ansökningsnummer: 005689484 **Ansökningsdatum:** 2007-02-14

登録先行商標の情報：
・登録番号、登録日
・出願番号、出願日

FITELLA

商標の表示

Klassificering:

商標の分類クラス

- 30:** Efterrätter, efterrätter i pulverform, kakpulver, mjuka kakor, småkakor, majsflingor, makaroner.
- 32:** Essenser till framställning av drycker, pulverläsk, läskedrycker, musserande drycker, pulver för brusdrycker, fruktnektar, pastiller för brusdrycker, pulver för brusdrycker, preparat för producentering av mineralvatten, kolsyrat vatten, preparat för tillverkning av, produkter i pulverform för framställning av energidrycker, stärkande drycker och med tillsatta mikroelement, produkter för framställning av mineralvatten, fruktjuice, grönsaksjuice, sorbet (drycker), saftkoncentrat för framställning av drycker, kolsyrat vatten, bordsvatten, mineralvatten, kylande drycker och energidrycker.

Innehavare:

名義人の名称と住所

Ombud:

代理人の名称と住所

NY ANSÖKAN

Registreringsnummer: **Registreringsdatum:**
Ansökningsnummer: 006505085 **Ansökningsdatum:** 2007-12-11

出願先行商標の情報：
・出願番号、出願日

FITELLA

商標の表示

Klassificering:

商標の分類クラス

- 29:** Frukt chips, torkad frukt.
- 30:** Dietetiska kex, lakrits kex, müsli, ej medicinska konditoriprodukter, havreflingor.

Innehavare:

名義人の名称と住所

Ombud:

代理人の名称と住所

② 暫定的拒絶通報への応答期間

- 1) 暫定的拒絶の通報に対する応答は、スウェーデン特許登録庁による暫定的拒絶の通報の発送の日から、異議申立に基づく暫定的拒絶の通報の場合には2ヵ月²¹³、それ以外の場合には3ヵ月²¹⁴であり（商標法5章10条2段落）、いずれも延長可能である²¹⁵。
職権審査に基づく暫定的拒絶の通報に対する応答、異議申立に基づく暫定的拒絶の通報に対する応答のいずれも、スウェーデン語で提出²¹⁶しなければならない。
スウェーデン特許登録庁は、職権審査に基づく暫定的拒絶の通報に対する応答期間経過後に拒絶理由が解消していない場合には、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護を拒絶する決定を行う（商標法5章9条、15条1段落）。国際登録の名義人が暫定的拒絶の通報に応答しない場合には、通常拒絶理由は解消しないので、国際登録の領域指定の保護の全部又は一部が拒絶される。
- 2) 異議申立があった場合において、スウェーデン特許登録庁は、国際登録の領域指定の保護についての拒絶理由があると判断するときは、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護の拒絶の決定を行い、それ以外の場合には、異議を棄却する（商標法5章15条1段落）。スウェーデン特許登録庁は国際登録の領域指定の全部又は一部の保護の拒絶の決定は、国際事務局への暫定的拒絶の通報に記載された理由²¹⁷に基づいてのみ行われる（商標法5章15条3段落）。暫定的拒絶の通報は国際登録の領域指定の通知日から18ヵ月以内に行われなければならないが、異議申立期間が当該18ヵ月の期間経過後に到来する場合には、スウェーデン特許登録庁が当該期間内に国際事務局にその旨通知していることを条件として、異議申立期間満了後1ヵ月以内²¹⁸に行うことができる（同上）。
- 3) 国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定し、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、スウェーデン特許登録庁は、その旨国際事務局に通知する（共通規則18規則の3(2)、(3)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則18規則の3(5)）。職権審査に基づく暫定的拒絶の通報について、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定した場合には、異議申立のためにスウェーデン商

²¹³ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→As Designated Office参照。
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=designated> 国際登録1042868「SUNRIDER」の暫定的拒絶の通報参照。

²¹⁴ 国際登録1095071「MOTTEC」、国際登録1089552「CLOUDBOX」の暫定的拒絶の通報参照。

²¹⁵ 同上。

²¹⁶ 暫定的拒絶の通報のサンプル参照。また、国際登録1042868「SUNRIDER」、国際登録1095071「MOTTEC」、国際登録1089552「CLOUDBOX」等。

²¹⁷ 注29参照。

²¹⁸ 同上。

標公報に公告される²¹⁹。

③ 現地代理人の必要性の有無

現地代理人の選任は要求されていない^{220 221 222}。

ただし、暫定的拒絶の通報に対する応答の提出はスウェーデン語で行わなければならない²²³ので、実際上は現地代理人を起用しなければ困難であると考えられる。

④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

名義人本人が指定商品・役務の補正手続を行うことができる場合は、その方法、様式、提出先等

(1) スウェーデン特許登録庁では、暫定的拒絶の通報に対する応答について、現地代理人の選任は要求されていないので、国際登録の名義人は、スウェーデン特許登録庁に対して可能なすべての手続を行うことができる²²⁴。ただし、暫定的拒絶の通報に対する応答は、スウェーデン語で行う必要がある²²⁵ので、実際的には応答は困難と思われる。

職権による暫定的拒絶の通報に対する応答は、具体的には、応答期間の延長、意見書の提出による再審査の請求である（商標法 2 章 17 条）。

²¹⁹ (4) 審査①4)参照。

²²⁰ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=misc> なお、暫定的拒絶の通報にも、代理人についての記載はない。

²²¹ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Applying for a trademark→Choice of trademark agent
<http://www.prv.se/en/Trademarks/Applying-for-a-trademark/Choice-of-trademark-agent/>

²²² 商標法 4 章 3 条及び 4 条では、スウェーデン国内に住所又は営業所を有しない出願人又は名義人に対してスウェーデン特許登録庁は商標関係の手続きに関する書類の送達を受けられる権限を有するスウェーデン国内に居住する代理人の選任を要求することができることになっているが、商標法 4 章は、国際登録の領域指定には適用されない（商標法 5 章 16 条 2 段落）。

²²³ 暫定的拒絶の通報のサンプル参照。また、国際登録 1042868 「SUNRIDER」、国際登録 1095071 「MOTTEC」、国際登録 1089552 「CLOUDBOX」等。

²²⁴ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=misc> なお、暫定的拒絶の通報にも、代理人についての記載はない。

²²⁵ 暫定的拒絶の通報のサンプル参照。また、国際登録 1042868 「SUNRIDER」、国際登録 1095071 「MOTTEC」、国際登録 1089552 「CLOUDBOX」等。

(2) 上記のとおり、暫定的拒絶の通報に対する応答はスウェーデン語でなければならぬが、スウェーデン特許登録庁に対して直接、手続きに関する質問等を英語で行うことも可能であると考えられる²²⁶。

⑤ 暫定的拒絶通報に対しスウェーデン特許登録庁に直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

1) 暫定的拒絶の通報に応答しない場合

スウェーデン特許登録庁は、職権審査に基づく暫定的拒絶の通報に対する応答期間経過後に拒絶理由が解消していない場合には、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護を拒絶する決定を行う（商標法 5 章 9 条、15 条 1 段落）。

異議申立があった場合において、スウェーデン特許登録庁は、国際登録の領域指定の保護についての拒絶理由があると判断するときは、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護の拒絶の決定を行い、それ以外の場合には、異議を棄却する（商標法 5 章 15 条 1 段落）。スウェーデン特許登録庁は国際登録の領域指定の全部又は一部の保護の拒絶の決定は、国際事務局への暫定的拒絶の通報に記載された理由²²⁷に基づいてのみ行われる（商標法 5 章 15 条 3 段落）。暫定的拒絶の通報は国際登録の領域指定の通知日から 18 ヶ月以内に行われなければならないが、異議申立期間が当該 18 ヶ月の期間経過後に到来する場合には、スウェーデン特許登録庁が当該期間内に国際事務局にその旨通知していることを条件として、異議申立期間満了後 1 ヶ月以内²²⁸に行うことができる（同上）。

国際登録の領域指定の全部又は一部の保護の拒絶が確定した場合には、スウェーデン特許登録庁は、その旨国際事務局に通知する（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

2) 直接応答後も拒絶理由が解消しない場合

スウェーデン特許登録庁の最終決定については、決定の日から 2 ヶ月以内に、特許審判裁判所に上訴することができる（商標法 10 章 10 条 1 段落）。特許審判裁判所の判決については、最高行政裁判所に上訴することができる（商標法 10 章 10 条 4 段落）。上訴しない場合には、スウェーデン特許登録庁の決定は確定する。国際登録の領域指定の全部又は一部の保護の拒絶が確定した場合には、スウェーデン特許登録庁は、そ

²²⁶ スウェーデン特許登録庁のCUSTOMER SERVICEのメールアドレスへの送信に対する自動応答では、スウェーデン語の他、「This is an automatic response from kundtjanst@prv.se We thank you for your e-mail and will attend to your message as soon as possible. Our goal is to answer inquiries within 24 hours (weekdays). If you send a response to an office action we will forward it without delay to your examiner. Reference number for your e-mail message is: ○○○○」のメッセージが表示される。

²²⁷ 注 29 参照。

²²⁸ 同上。

の旨国際事務局に通知する（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

職権審査に基づく暫定的拒絶の通報について、国際登録の領域指定の一部の拒絶が確定した場合には、保護が確定した範囲において国内登録簿に登録され、異議申立のためにスウェーデン商標公報に公告される²²⁹。

異議に基づく暫定的拒絶の通報について、国際登録の領域指定の保護の全部又は一部の拒絶が確定した場合には、スウェーデン特許登録庁は、国内登録簿から拒絶の確定した部分を抹消し、当該決定は、スウェーデン商標公報に公告される（商標法 5 章 15 条 4 段落）。

3) 暫定的拒絶の通報に直接応答することに代えて国際事務局に商品又は役務の限定の申請をした場合

国際登録の領域指定の全部又は一部が変更された場合には、スウェーデンにおいても、商品又は役務の変更とみなされると考えられるので、暫定的拒絶の通報に記載された拒絶理由が解消していれば、登録は認められると考えられるが、確実に応答期限内に商品又は役務を変更するためには、直接応答することが望ましい。

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

1) スウェーデン特許登録庁の職権審査において保護が認められた国際登録の領域指定については、スウェーデン特許登録庁は、国内登録簿に登録し、スウェーデン商標公報に公告²³⁰する（商標法 5 章 10 条 1 段落）。職権審査に基づく暫定的拒絶の通報を送付した後、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定した場合にも、保護が確定した範囲において国内登録簿に登録され、異議申立のためにスウェーデン商標公報に公告される²³¹。

2) 国際登録の領域指定がスウェーデン商標公報に公告された日から 3 ヶ月以内に、スウェーデンにおける国際登録の領域指定の保護について、異議申立ができる²³²（商

²²⁹ (4) 審査①④参照。

²³⁰ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Laws and Regulations→The new Trademarks Act

<http://www.prv.se/en/Trademarks/Laws-and-regulations/The-new-Trademarks-Act/>

なお、WIPO ホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→As Designated Office

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=designated> では、国際事務局からの更新の通知のみスウェーデン商標公報に公告するとされているが、誤りと考えられる。

²³¹ (4) 審査①④参照。

²³² WIPO ホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of

標法 5 章 11 条 1 段落)。異議申立があったときは、スウェーデン特許登録庁は、暫定的拒絶の通報²³³により、国際登録の名義人にその旨通知し、意見を述べる機会を与える(商標法 5 章 13 条 1 段落)。

暫定的拒絶の通報を送付した国際登録について、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定した場合には、スウェーデン特許登録庁は、その旨国際事務局に通知する(共通規則 18 規則の 3(2))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 18 規則の 3(5))。

- 3) 国際登録の領域指定について、スウェーデン特許登録庁の審査において拒絶理由がなく、異議申立期間内に異議申立がなかった場合には、スウェーデン特許登録庁は、国際登録の領域指定に保護が与えられる旨の通知を国際登録の名義人に送付する(共通規則 18 規則の 3(1))。

(7) 登録

① 登録簿

スウェーデン特許登録庁の審査において全部又は一部の保護が認められた国際登録の領域指定については、スウェーデン特許登録庁は、国内登録簿に登録し、スウェーデン商標公報に公告^{234 235}する(商標法 5 章 10 条 1 段落)。

② 登録証書の発行

国際登録の領域指定についても、国内登録についても登録証書に関する記載はなく、発行されないと考えられる。

(8) 登録後の注意事項

1) 譲渡

国内登録においては国内登録簿の名義人が、国際登録においては、国際登録の名義人が、商標権者とみなされる(商標法 6 章 3 条)。国際登録の領域指定を譲渡又は譲受した場合には、国際登録の名義人を必ず変更しなければならない。

2) 使用許諾(ライセンス)

Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→As Designated Office参照。

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=designated>

²³³ 国際登録 1042868 「SUNRIDER」の暫定的拒絶の通報参照。VIII欄「スウェーデン特許登録庁は、国際登録の名義人が答弁書を提出できる期間中は、決定を行わない。」

²³⁴ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Laws and Regulations→The new Trademarks Act

<http://www.prv.se/en/Trademarks/Laws-and-regulations/The-new-Trademarks-Act/>

²³⁵ (4) 審査①4)参照。

- (1) 商標の使用を他人に許諾することができる。許諾は、指定商品又は役務の全部又は一部について、かつ、スウェーデンの全域又は一部の地域について許諾することができる（商標法6章4条1段落）。使用許諾は独占的又は非独占的であり、使用権者は、商標権者の同意なく、使用権を第三者に譲渡することはできない（同上）。
- (2) 商標権者は、使用権者が、許諾期間、商標の使用様式、使用できる商品若しくは役務の種類、許諾地域又は商品若しくは役務の質に関して、使用許諾契約に違反した場合には、商標権を行使することができる（商標法6章4条2段落）。
- (3) 使用許諾は、申請により、国内登録簿に登録することができる（商標法6章5条1段落）。登録は公告される（同上）。スウェーデンは、マドリッド協定議定書共通規則第20規則の2(6)(b)の宣言をしていないので、国際登録簿におけるライセンスの記録は、スウェーデン国内においても効力を有する。ただし、公告されるか否かについては規定がなく、かつ、ライセンスを登録した場合と登録しない場合の効力等については、特段の規定はない。

なお、出願中の商標についての使用許諾は、申請により、スウェーデン特許登録庁日誌に登録される（商標法6章5条1段落）。使用許諾が終了したことが明らかとなった場合には、国内登録簿から削除され、その旨公告される（商標法6章5条2段落）。

3) 不使用取消

- (1) 国際登録の名義人が、スウェーデンにおいて、国際登録の領域指定にかかる商標を、登録が決定された日から5年以内に指定商品又は役務について誠実に使用しない場合、又は当該使用が継続して5年間中断されている場合は、不使用について正当な理由がない限り、国際登録の領域指定の保護は取り消される（商標法3章2条1段落）。取消の決定は公告され（商標法2章23条）、国際登録の領域指定については、国際事務局に通知される（商標法5章10条）。

次の行為は、国際登録の領域指定にかかる商標の誠実な使用とみなされる。

- (i) 登録された形（form）と著しく相違しない、識別性を損なわない形での使用（商標法3章2条2段落1号）
 - (ii) 輸出のみを目的として商品又はその包装にスウェーデンにおいて商標を付すこと（商標法3章2条2段落2号）
 - (iii) 国際登録の名義人の同意を得て行われる第三者による商標の使用（商標法3章2条3段落）。
- (2) 不使用に基づく国際登録の領域指定の保護の取消請求は、不使用の5年の期間が満了してから取消請求日までの間に、当該商標の誠実な使用が開始又は再開された場合は認められない（商標法3章2条4段落前段）。ただし、取消請求日前3ヵ月

内における使用の開始又は再開は、その準備が、取消請求の可能性を知った後に着手された場合は無視される（同上）。

4) その他の取消事由

(a) 国際登録の領域指定の保護は、次の場合には取り消される（商標法3章1条1段落）。ただし、当該商標の取消理由が、先の商標登録との同一又は類似である場合において、先の商標が不使用により取り消されるべきものである場合には、当該商標は取り消されない（商標法3章1条3段落）。

(i) 商標法に違反して登録されているとき

(ii) 商標法以外の法令に違反するとき

(iii) 先の商標権者の黙認等による商標法1章14条、15条の登録の併存が認められる要件が満たされていないとき

(b) 次の場合にも、国際登録の領域指定の保護は取り消される（商標法3章1条2段落）。

(i) 商標が、所有者の作為又は不作為により、商取引において、指定商品又は役務の普通名称となったとき。

(ii) 商標が法令に反するもの又は公序良俗に反するものとなったとき。

(iii) 商標権者又はその同意を得た第三者による指定商品又は役務への使用の結果、商品又は役務の種類、品質、原産地その他の状態について、公衆を欺瞞するものとなったとき。

(c) 団体商標は、上記(a)、(b)の他、次の場合にも取り消される（商標法3章3条）。

(i) 使用条件を定めた規則が変更されたにもかかわらず、当該登録の名義人が当該変更をスウェーデン特許登録庁に届け出なかった場合

(ii) 当該商標が使用に関する規則に適合しない方法で使用されているにもかかわらず、名義人が当該使用を阻止するための合理的な措置を講じない場合

(d) 取消理由が、指定商品又は役務の一部のみに存在する場合は、国際登録の領域指定の保護は、当該商品又は役務のみについて取り消される（商標法3章4条）。

5) 取消の手續

(a) 全般

(i) 国際登録の領域指定の保護の取消申請は、誰でも、裁判所に訴訟を提起し、又はスウェーデン特許登録庁に取消請求をすることにより、行うことができる（商標法3章5条1段落前段）。

(ii) 異議申立手續によっても、国際登録の領域指定の保護は取り消すことができる（商標法3章5条1段落後段）。

(iii) 国際登録の領域指定の保護の取消請求は、4)(b)、(c)、(d)の理由又は絶対的拒

絶理由による場合は、政府が定める規則に従い、所管官庁も行うことができる（商標法3章5条2段落）。

(b) 行政手続

- (i) この手続きは、2011年の改正によって新たに設けられた手続きである²³⁶。
- (ii) スウェーデン特許登録庁への国際登録の領域指定の保護の取消請求は、保護を取り消すべき国際登録の領域指定及び取消理由を構成する事実を記載して行う（商標法3章6条）。方式不備が是正されない場合、取消請求の申立は却下され、取消請求が撤回された場合は棄却される（商標法3章7条、8条）。取消請求に正当な理由がない場合は、(iv)の国際登録の名義人が申立人の請求を争う場合と同様に扱われる（商標法3章9条）。
- (iii) スウェーデン特許登録庁は、国際登録の名義人に取消請求の事実を通知し、当該請求について認めるか、争うかの回答を求める（商標法3章10条）。なお、名義人が何らの回答をしなくとも、スウェーデン特許登録庁は取消請求について決定することも通知される（同上）。当該通知には、原則として、取消請求の写しが添付され、送達手続きが行われる（商標法3章11条）。送達ができない場合には、取消請求の申立人から送達するよう求められる（商標3章12条）。
- (iv) 国際登録の名義人が、取消請求の全部又は一部について争うと回答した場合において、取消請求の申立人が、更に取消を求めるためには、裁判所への移送を請求しなければならない（商標法3章13条1段落）。裁判所への移送の請求は、国際登録の名義人が取消請求の全部又は一部を争う旨回答したことの通知を受けてから1ヵ月以内に行う。取消請求の申立人は、証拠書類等を提出することができる（商標法3章13条2段落）。国際登録の名義人が争う旨回答したことをスウェーデン特許登録庁が申立人に通知するに際しては、申立人が裁判所への移送を申請できること、移送申請ができる期間、必要書類等が記載される（商標法3章14条）。
- (v) 申立人から移送の請求があった場合には、スウェーデン特許登録庁は、当該案件を地方裁判所に移送する（商標法3章13条3段落）。移送の請求がない場合には、取消請求は取下げとみなされる。
- (vi) 国際登録の名義人が、取消請求を争わない場合には、スウェーデン特許登録庁は、申立人の取消請求にしたがって、国際登録の領域指定の保護を取消す（商標法3章15条前段）。国際登録の名義人が、取消請求の一部のみを争う場合は、取消請求のうち、争いのない部分を取り消す（商標法3章15条後段）。
- (vii) 国際登録の領域指定の保護が取り消された場合、当該決定の日から1ヵ月以

²³⁶ スウェーデン特許登録庁ホームページ→English→Trademark→Laws and Regulations→The new Trademarks Act
<http://www.prv.se/en/Trademarks/Laws-and-regulations/The-new-Trademarks-Act/>

内に、国際登録の名義人は、国際登録の領域指定の保護の回復をスウェーデン特許登録庁に請求することができる（商標法3章16条1段落）。国際登録の領域指定の保護の回復の請求があった場合には、スウェーデン特許登録庁は、当該案件を地方裁判所に移送する（商標法3章16条2段落）。

(viii) 取消請求の案件が地方裁判所に移送された場合には、申立人がスウェーデン特許登録庁に取消請求したときに、取消訴訟が提起されたものとみなされ、スウェーデン特許登録庁に提出された書類は、裁判所の審理の対象となる（商標法3章19条）。取消訴訟についての適切な管轄を有する地方裁判所が存在しない場合には、スウェーデン特許登録庁は、ストックホルム地方裁判所に案件を移送する（商標法10章6条）。

(ix) スウェーデン特許登録庁又は裁判所の決定により国際登録の領域指定の保護が取り消されたときは、当該決定が確定したときに、国内登録簿から当該国際登録の全部又は一部が抹消され、当該決定は公告される（商標法3章21条）。

(9) 異議

- 1) 国際登録の領域指定がスウェーデン商標公報に公告された日から3ヵ月以内に、スウェーデンにおける国際登録の領域指定の保護について、異議申立ができる²³⁷（商標法5章11条1段落）。異議申立人の資格等についての規定はないので、誰でも異議申立をすることができると考えられる。異議申立書には、異議申立人の名称及び住所、国際登録の名義人の名称及び住所、異議申立の対象である国際登録、異議申立の理由となる事実を記載する（商標法5章11条2段落）。異議申立に不備があるときは、スウェーデン特許登録庁は、申立人に当該不備の是正を求める（商標法5章12条）。
- 2) 異議申立があったときは、スウェーデン特許登録庁は、暫定的拒絶の通報²³⁸により、国際登録の名義人にその旨通知し、意見を述べる機会を与える（商標法5章13条1段落）。異議申立に正当な理由がないことが明白な場合には、異議は直ちに棄却される（商標法5章13条2段落）。
- 3) 異議申立が取り下げられた場合においても、特別の理由があるときは、異議決定が行われる（商標法5章14条）。異議が相対的拒絶理由のみに基づく場合で、異議申立が取り下げられた場合には、異議決定は行われない（同上）。
- 4) 異議申立があった場合において、スウェーデン特許登録庁は、国際登録の領域指定

²³⁷ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Sweden→As Designated Office参照。
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=designated>

²³⁸ 国際登録1042868「SUNRIDER」の暫定的拒絶の通報参照。VIII欄「スウェーデン特許登録庁は、国際登録の名義人が答弁書を提出できる期間中は、決定を行わない。」

の保護についての拒絶理由があると判断するときは、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護の拒絶の決定を行い、それ以外の場合には、異議を棄却する（商標法 5 章 15 条 1 段落）。

異議申立が相対的拒絶理由に基づく場合において、先の権利の所有者等の利害関係者が、自己の権利等に基づいて行ったものでない場合には、スウェーデン特許登録庁は当該異議申立を棄却する（商標法 5 章 15 条 2 段落）。

国際登録の領域指定の全部又は一部の保護の拒絶の決定は、国際事務局への暫定的拒絶の通報に記載された理由²³⁹に基づいてのみ行われる（商標法 5 章 15 条 3 段落）。暫定的拒絶の通報は、国際登録の領域指定の通知日から 18 ヶ月以内に送付されなければならないが、異議申立期間が当該 18 ヶ月の期間経過後に到来する場合には、スウェーデン特許登録庁が当該期間内に国際事務局にその旨通知していることを条件として、異議申立期間満了後 1 ヶ月以内²⁴⁰に行うことができる（同上）。

- 5) 国際登録の領域指定の保護の全部又は一部の拒絶が確定した場合には、スウェーデン特許登録庁は、国内登録簿から拒絶の確定した部分を抹消し、当該決定は、スウェーデン商標公報に公告される（商標法 5 章 15 条 4 段落）。異議についての最終的な決定はスウェーデン特許商標庁から国際事務局に通知される（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

(10) 上訴

スウェーデン特許登録庁の最終決定については、国際登録の名義人に送付されたスウェーデン特許登録庁のそれぞれの最終決定の日から 2 ヶ月以内に、特許審判裁判所に上訴することができる（商標法 10 章 10 条 1 段落）。

- (a) 登録（保護）拒絶査定については、出願人（国際登録の名義人）のみが上訴することができる（商標法 10 章 10 条 2 段落）。
- (b) 異議決定については、商標所有者（国際登録の名義人）及び異議申立人のみが上訴することができる（商標法 10 章 10 条 3 段落）。
- (c) 特許審判裁判所の判決については、判決の日から 2 ヶ月以内に最高行政裁判所に上訴することができる（商標法 10 章 10 条 4 段落）。当該判決には、最高行政裁判所の審理は、最高行政裁判所が上訴を受理した場合に認められること及び上訴が受理される理由が記載される（同上）。
- (d) スウェーデン特許登録庁に対する取消請求について国際登録の名義人が争わない場合のスウェーデン特許登録庁の決定、裁判所への移送の決定、申立人が移送の申立をしない場合の棄却の決定については、上訴することはできない（商標法

²³⁹ 注 29 参照。

²⁴⁰ 注 29 参照。

10章11条)。取消請求についてのその他の決定については、決定の日から3ヵ月以内に地方裁判所に上訴することができるが、手続きに関する決定について当該決定のみについて上訴することはできない(同上)。適切な管轄裁判所がないときは、ストックホルム地方裁判所が管轄する(商標法10章12条1段落)。

上訴書面等は、スウェーデン特許登録庁に提出する(商標法10章12条2段落)。上訴手続きにおいては、スウェーデン特許登録庁は当事者とはならない(商標法10章12条3段落)。

(11) 権利行使

① 権利の発生時期、条件

- 1) 商標権は、スウェーデン特許登録庁が保有する国内登録簿への登録により取得される(商標法1章6条1段落)。

商標権は、国際登録によっても取得できる(商標法1章6条2段落)。国際登録の領域指定は、その保護が確定した場合には、国際登録の日(事後指定の場合は事後指定の日)から、その商標がスウェーデンにおいて登録されていた場合と同一の法的効果を有する(商標法5章16条1段落)。

国際登録の領域指定は、スウェーデンの国内登録と同一の効力を有する(商標法5章16条2段落)。

国際登録の領域指定の対象である国際登録の全部又は一部が取り消された場合には、それに応じてスウェーデン国内での保護も取り消される(商標法5章19条)。その旨、国内登録簿に記録され、公告される(同上)。

- 2) 商標権は登録がなくとも使用により取得できる(商標法1章7条1段落)。使用されている商品又は役務の用語として需要者の相当部分で知られている場合に、スウェーデンでの権利が成立しているとみなされる(商標法1章7条2段落)。

- 3) 事業名称や商号の所有者は、当該標識について登録なしで商標権を有する(商標法1章8条1段落)。事業名称がスウェーデンの一部のみで保護される場合は、商標権も当該領域にのみ認められる(同上)。自己の名前を商標として使用している場合も、当該氏名が商品又は役務について識別性を有する場合は、商標権を有する(商標法1章8条2段落)。当該氏名がスウェーデンの一部のみで使用されている場合は、商標権も当該領域にのみ認められる(同上)。

4) 商標保護の範囲

- (a) 商標権者は、第三者が、商標権者の同意なく、標識を業として次のように使用することを禁止することができる(商標法1章10条1段落)。

- (i) 同一の標識の同一の商品又は役務についての使用
 - (ii) 同一又は類似の標識を同一又は類似する商品又は役務について使用する場合で、その使用により混同（商標の所有者と使用者間の関連性の存在の誤認を含む）を生じるおそれがある場合
 - (iii) 需要者の間で広く知られている商標と同一又は類似の標識で、当該商標を使用した場合には、当該商標の識別性又は名声に基づき不当に利益を得、又はこれらを正当な理由なく害することとなる場合
- (b) (a)において「使用」とは、次の行為を意味する（商標法 1 章 10 条 2 段落）。
- (i) 商品又はその包装に商標を付して提供すること
 - (ii) 商標の下に、商品の販売を申し出、市場に流通させ、若しくはそれらの目的のために保管し、又は役務の提供を申し出、若しくは提供すること。
 - (iii) 商標の下に、輸入又は輸出をすること。
 - (iv) 営業用書類や広告に商標を使用すること。

5) 商標権の制限

- (a) 商標権は、標章の識別性のない要素には及ばない（商標法 1 章 11 条 1 段落）。
- (b) 商標権者は、第三者が、正当な商慣習に従って、業として次のものを使用することを禁止することはできない（商標法 1 章 11 条 2 段落）。
 - (i) 自己の名称、氏名又は住所
 - (ii) 商品又は役務の種類、品質、数量、使用目的、価格、原産地その他の性状又は商品の生産若しくは役務の提供の時期を示す表示
 - (iii) 商品又は役務、具体的には附属品や交換部品の使用目的を示すために必要な商標。
- (c) 団体商標、証明商標又は管理商標についての商標権は、正当な商慣習に従っているか否かにかかわらず、第三者が原産地を示す標識や表示を業として使用することを禁止することはできない（商標法 1 章 11 条 3 段落）。また、地理的表示を使用する権利を有する者が、地理的表示を使用することを禁止することもできない（同上）。
- (d) 商標権者は、自ら又は商標権者の同意に基づき、商標を付して欧州経済領域（European Economic Area=EEA）の市場に置かれた商品について、第三者が商標を使用することを禁止することはできない（商標法 1 章 12 条 1 段落）。ただし、市場におかれた後、商品の状態が変更され、又は壊された場合その他商標権者が商標の使用を禁止する合理的な理由がある場合は、この限りでない（商標法 1 章 12 条 2 段落）。
- (e) 次の場合には、先の商標権者は、後の商標権の使用を禁止することはできない（商標法 1 章 16 条 1 段落）。

(i) 同一又は類似する商標について、先の商標権が存在する場合においても、次の条件がいずれも満たされる場合には、後の登録による商標権は成立する（商標法1章14条1段落）。ただし、後の登録商標が指定商品及び役務の一部についてしか使用されていない場合は、商標権は使用されている商品及び役務についてのみ成立する（商標法1章14条2段落）。

(ア) 登録出願は、先の商標の存在を知らずに行われたこと

(イ) 先の商標権者が、後の商標の登録を知っていて、その登録後5年間当該商標の使用を黙認していること。

(ii) 同一又は類似する商標について、先の商標権が存在する場合においても、先の商標権者が適切な時期に後の商標の使用を禁止しない場合には、登録がなくとも使用による商標権が成立する（商標法1章15条）。

この場合、いずれかの当事者の請求により、裁判所は、相当と認める場合には、一方又は両方の商標が、特定のデザインや地域名又は権利者名の付加等の特別の態様でのみ使用すべきことを決定することができる（商標法1章16条2段落）。ただし、登録商標にはこのような決定はできない（同上）。

(f) 出版物の作者、編集者及び発行者は、登録商標の商標権者が要求するときは、当該商標が登録商標であることを表示しないで、出版物に商標が記載されないようにしなければならない（商標法1章17条1段落）。電子出版の場合も同様である（同上）。違反した場合、合理的な範囲で、自己の費用で出版物を訂正しなければならない（商標法1章17条2段落）。

② 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

1) 刑事罰

(a) 故意又は重大な過失により、商標権を侵害した者は、2年以下の拘禁刑又は罰金に処せられる（商標法8章1条1段落）。商標法8章3条1段落の罰金による差止命令に違反した場合はこの限りでない（同上）。

未遂並びに侵害行為の準備についても、刑法第23章の規定に従って罰することができる（商標法8章1条2段落）。

公訴官は、上記について公訴を提起することができる。ただし、被害者から告訴があり、当該訴訟が公益上必要とされることを条件とする（商標法8章1条3段落）。

(b) 犯罪に使用された財産は、明白に不合理である場合を除き、押収される（商標法8章2条1段落）。当該財産に代えてその価格に相当する金銭が没収されることもある（同上）。犯罪行為の対価も、明白に不合理である場合を除き、没収される（同上）。第三者が、犯罪に関して受領した対価についても、当該第三者も犯罪者である場合は没収される（同上）。

犯罪の道具として使用された財産も、犯罪の防止に必要な場合その他特別の理

由がある場合には、押収される（商標法8章2条2段落）。犯罪を支援するために使用されるための財産も、犯罪が終了しており、又はその行為自体が犯罪又は犯罪の未遂である場合には、押収される（同上）。財産に代えて、その価格が没収されることもある（同上）。

2) 差止命令

(a) 商標権者又は使用許諾により商標を使用する権利を有する者の請求に基づき、裁判所は、罰金刑をもって、商標権侵害行為又はその幫助を継続することを禁止する差止命令を発することができる（商標法 8 章 3 条 1 段落）。

(b) 原告が商標権侵害又はその幫助の存在を疎明し、被告が当該行為を継続することにより商標権の価値を減少させると合理的に推定することができるときは、裁判所は、当該事件が最終判決その他によって解決されるまでの仮の差止命令を発することができる。仮の差止命令が発せられる前に、被告に聴聞の機会が与えられるが、遅延により損害を生じる場合は、この限りでない（商標法 8 章 3 条 2 段落）。

仮の差止命令は、原告が、被告に生じる損害についての担保を裁判所に提供する場合に限り、発することができる（商標法 8 章 3 条 4 段落）。

(c) 差止命令及び仮の差止命令は、侵害の未遂にも認められる（商標法 8 章 3 条 3 段落）。

3) 損害賠償請求

(a) 故意又は過失によって他人の商標権を侵害した者は、次のものを支払わなければならない（商標法8章4条1段落）。

(i) 商標の使用についての合理的な補償金、及び

(ii) 侵害により生じた追加的損害の賠償金。

追加的損害賠償金の算定にあたっては、逸失利益、侵害者の利益、商標の名声に生じた損害、慰謝料等を考慮しなければならない。

(b) 故意又は過失なくして他人の商標権を侵害した者は、商標の使用についての合理的な補償金を支払わなければならない（商標法8章4条2段落）。

4) 登録商標の侵害については、登録日前の期間については、刑事罰は科されず侵害財産の没収も認められない。また、故意の場合を除き、損害賠償請求も認められない

(商標法8章5条)。

5) 損害賠償請求は、損害発生から5年以内に訴訟が提起されない場合には、認められない(商標法8章6条)。ただし、商標登録が終了した後の損害の賠償請求は認められず、また、いかなる場合においても登録1年前以前の損害の賠償も認められない(同上)。

6) 差押命令

(a) 裁判所は、商標権者の請求に基づき、合理的な範囲において、違法に商標が付された商品を市場から排除し、改変し又は破壊し、その他の措置を採るべきことを命じることができる。侵害に利用され、又は利用することができる道具類についても同様である(商標法8章7条1段落)。

(i) 当該措置の費用等は、侵害行為の被害者の負担とはならない(商標法8章7条4段落)。特段の理由がない限り、被告(侵害者)の負担とする(商標法8章7条5段落)。

(b) (a)の商品又は道具類は、商標権侵害が行われた合理的な証拠がある場合には、差し押さえることができる(商標法8章7条2段落)。差押については、刑事法における差押の規則全般が適用される(同上)。

(c) (a)及び(b)は、商標権侵害の未遂にも適用される(商標法8章7条3段落)。

(d) (a)から(c)の措置は、1)(b)の措置又は刑事法に基づき没収や侵害品の濫用防止措置が命じられている場合にも、命じることができる(商標法8章7条6段落)。

7) 侵害者による判決等の公告

裁判所は、商標権者の請求に基づき、商標権侵害の訴訟において、商標権侵害を行い、又はこれを幫助した者に、判決内容を拡布するための適切な手段を講じるべきことを命じることができる(商標法8章8条1段落)。侵害の未遂についても同様である(商標法8章8条2段落)。

8) 情報開示義務・証拠保全

(a) 商標権者又は使用権者の申請により、申請人が商標権の侵害が十分にあり得ることを証明した場合には、裁判所は、一定の者に対して、侵害行為を構成する商品又は役務の出所及び流通経路についての情報の提供を命じることができる(商標法9章1条1段落)。

(i) 対象者は、侵害者又は侵害の幫助者、業として侵害品を販売した者、業として侵害に係る役務を利用した者、業として侵害に利用する電気通信サービスその他のサービスを提供した者及びこれらの者から関係者と指名された者である

(商標法9章1条2段落)。

- (ii) 命令は、情報提供が侵害の調査を促進すると認められ(商標法9章1条1段落末尾)、その利益が、当該命令の影響を受ける者の不利益を上回る場合に認められる(商標法9章2条1段落)。
- (b) 商標権者又は使用権者の申請により、ある者による商標権侵害又はその幫助の存在が推定される場合には、裁判所は、その者に対して捜索を行い、商標権侵害の立証のための重要な物品や書類の保全を命じることができる(商標法9章5条1段落)。未遂の場合にも認められる(商標法9章5条3段落)。
 - (i) 命令は、申請の理由が、当該命令の影響を受ける者の不利益を上回る正当性を有する場合に認められる(商標法9章5条2段落)。
 - (ii) 命令を下す前に、相手方を尋問しなければならない(商標法9章6条2段落)。ただし、命令が遅れると証拠書類等が、処分・破棄等されるおそれがある場合はこの限りでない(同上)。
 - (iii) 命令は執行官により執行される(商標法9章10条1段落)。

(12) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

1) セントラルアタック等により国内出願に変更した際の取扱い

- (a) 国際登録の領域指定の全部又は一部が、国際登録日から5年以内に、基礎登録又は基礎出願が存在しなくなったことにより無効となった場合において、国際登録の名義人が、スウェーデンで当該国際登録の領域指定と同一の商標の登録の出願をした場合には、次の条件が満たされれば、当該出願は、国際登録日(事後指定の場合は、事後指定日)になされたものとみなされる(商標法5章20条1段落)。
 - (i) 国際登録が無効となった日から3ヵ月以内に出願されたこと
 - (ii) 出願に係る指定商品及び役務は、国際登録の領域指定に含まれていたこと。
- (b) マドリッド協定議定書の締約国が同議定書の破棄を通告したことにより国際登録の領域指定の全部又は一部が無効となった場合において、国際登録の名義人が、スウェーデンで当該国際登録の領域指定と同一の商標の登録の出願をした場合には、次の条件が満たされれば、当該出願は、国際登録日(事後指定の場合は、事後指定日)になされたものとみなされる(商標法5章21条1段落)。
 - (i) 国際登録が無効となった日から3ヵ月以内に出願されたこと
 - (ii) 出願に係る指定商品及び役務は、国際登録の領域指定に含まれていたこと。
- (c) 国際登録の領域指定が無効となったこと、又は(a)又は(b)の国内出願がなされ

たことは、国内登録簿に登録され、公告される（商標法 5 章 20 条 2 段落、21 条 2 段落）。

2) 代替の取扱い

(a) 同一人が、同一商標について、スウェーデンの国内登録と国際登録の領域指定の保護を有する場合において、国際登録の国際登録日（事後指定の場合は事後指定日）がスウェーデンの国内登録の日よりも後であり、国内登録の指定商品及び役務がすべて国際登録の領域指定の指定商品又は役務に含まれている場合には、国際登録の領域指定が国内登録に代替する（商標法 5 章 18 条 1 段落）。

(i) 代替によって、スウェーデンの国内登録により得られた権利が縮小することはない（商標法 5 章 18 条 1 段落）。

(ii) 名義人が請求するときは、スウェーデン特許登録庁は、国際登録の領域指定がスウェーデンの国内登録に代替したことを（国内登録簿に）注記し、その旨公告する（商標法 5 章 18 条 2 段落）。代替の注記の申請には、1,400 スウェーデンクローネの手数料が必要である²⁴¹。

(b) 2007 年に国際事務局が行ったアンケート調査に対するスウェーデン特許登録庁の回答によると、

(i) 代替の効力は、国際登録日又は事後指定日に生じ、代替申請は、国際事務局から国際登録の領域指定又は事後指定が通知された後はいつでも受理される。

(ii) 国内登録の商品又は役務のすべてが国際登録に含まれていない場合には、代替は生じない。

(iii) 国内登録と国際登録の併存が認められる。

(iv) 先の国内登録を代替した国際登録が、セントラルアタック等により取り消され、当該国際登録について転換申請がされた場合、転換申請により登録される後の国内登録には、代替された先の国内登録の優先日等が承継される。

(v) 国内登録が消滅した場合にも、国内登録により獲得された権利を行使できるかどうかは不明である。

ということである。

3) 使用許諾（ライセンス）

(a) 商標の使用を他人に許諾することができる。許諾は、指定商品又は役務の全部又は一部について、かつ、スウェーデンの全域又は一部の地域について許諾することができる（商標法 6 章 4 条 1 段落）。使用許諾は独占的又は非独占的であり、使

²⁴¹ WIPO ホームページ → IP Services → Madrid System for the International Registration of Marks → about Members → Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System → Sweden → Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/se.html?part=misc>

用権者は、商標権者の同意なく、使用権を第三者に譲渡することはできない（同上）。

- (b) 商標権者は、使用権者が、許諾期間、商標の使用様式、使用できる商品若しくは役務の種類、許諾地域又は商品若しくは役務の質に関して、使用許諾契約に違反した場合には、商標権を行使することができる（商標法6章4条2段落）。
- (c) 使用許諾は、申請により、国内登録簿に登録することができる（商標法6章5条1段落）。登録は公告される（同上）。スウェーデンは、マドリッド協定議定書共通規則第20規則の2(6)(b)の宣言をしていないので、国際登録簿におけるライセンスの記録は、スウェーデン国内においても効力を有する。ただし、公告されるか否かについては規定がなく、かつ、ライセンスを登録した場合と登録しない場合の効力等については、特段の規定はない。

なお、出願中の商標についての使用許諾は、申請により、スウェーデン特許登録庁日誌に登録される（商標法6章5条1段落）。使用許諾が終了したことが明らかとなった場合には、国内登録簿から削除され、その旨公告される（商標法6章5条2段落）。

(1 3) 議定書に関する宣言

スウェーデンは、次の宣言を行なっている²⁴²。

- 1) 暫定的拒絶の通報の送付期間を、国際事務局から国際登録の領域指定の通知を受領した日から 18 ヶ月に延長するマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言
- 2) 18 ヶ月の期間経過後に異議に基づく暫定的拒絶の通報が行なわれる可能性があることを通報できるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言
- 3) 個別手数料を賦課するマドリッド協定議定書 8 条(7)(a)の宣言

(1 4) スウェーデンに特徴的な制度

いわゆるコンセント制度がある。

相対的拒絶理由が存在する場合でも、先の商標の所有者が、後の商標の登録に同意している場合は登録される（商標法 15 条 5 項。（4）審査⑤「相対的拒絶理由の内容」参照）。

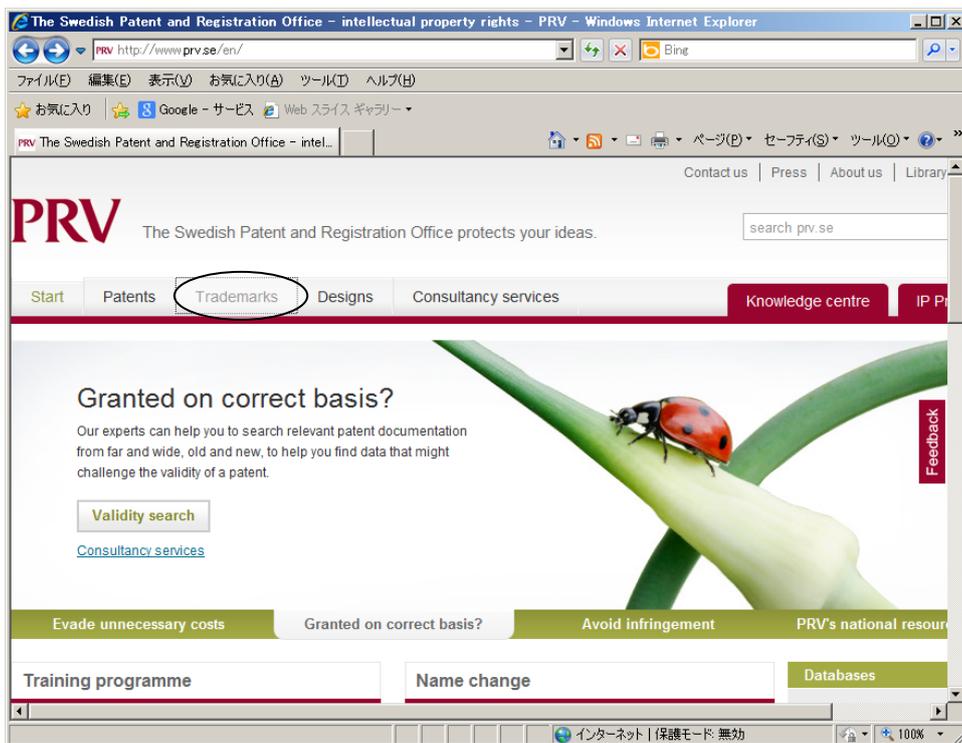
²⁴² WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

(15) スウェーデン特許登録庁ウェブサイト等から入手可能な情報

① スウェーデン商標検索システム

参照アドレス：<http://www.prv.se/en/> (<http://www.prv.se/>の英語のページ)

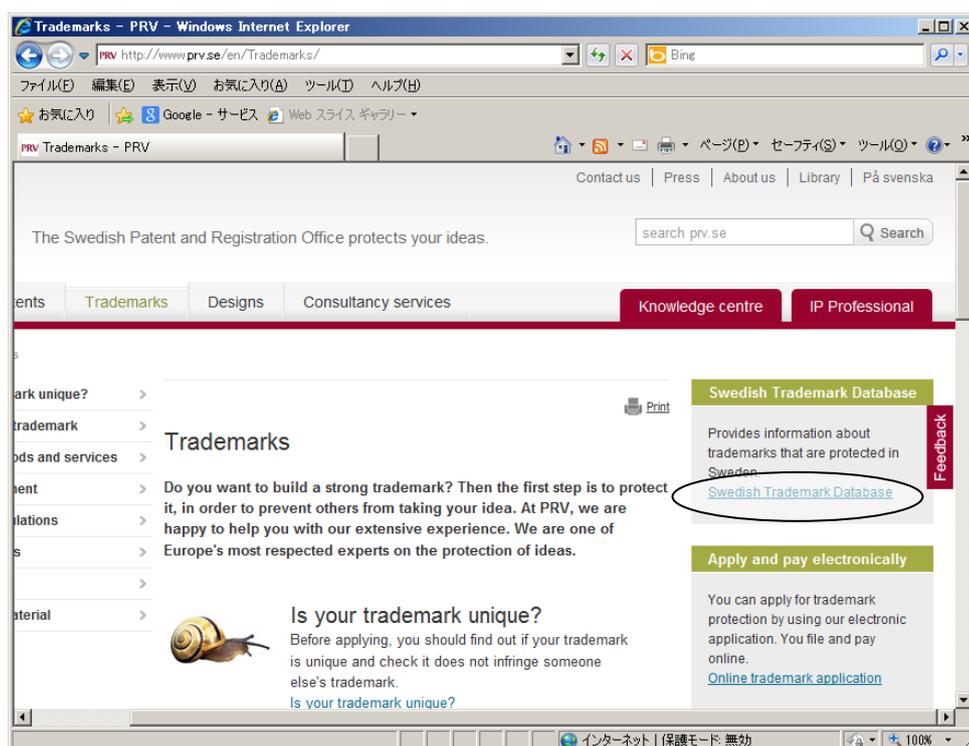
検索手順：



手順 1：

スウェーデン特許登録庁
(英語版) のトップページ

上段タブの「Trademarks」
をクリック



手順 2：

「Trademarks」のページの
表示。

右端の「Swedish
Trademark Database」をク
リック

PRV Swedish Trademark Database Svenska

[Home](#)
[Search for cited references](#)
[Help](#)

[Links:](#)
[Nice Classification](#)
[Vienna classification](#)

Search the Swedish Trademark Database

Mark:
 Holder name:
 Representative:
 Nice Classification:
 Application number:
 Registration number:
 Filing date: to:
 Select database:

 CTM Community TradeMarks

 IR WIPO registered trademarks designated Sweden

 The Swedish register

 complete database trademarks in force

Choose presentation

手順 3 :
検索語入力欄のページ

- ①Mark:商標
- ②Holder name:
出願人/名義人
- ③Representative:代理人
- ④Nice Classification:
ニース分類
- ⑤Application number:
出願番号
- ⑥Registration number:
登録番号
- ⑦Filing date:出願日 等の
入力が可能

ここでは、商標に
「INVENT」を入力した後、
「Search」を
クリック

PRV Swedish Trademark Database Svenska

[Home](#) [New search](#) [Refine Search](#) [To bottom](#)

[Search for cited references](#)
[Help](#)

[Links:](#)
[Nice Classification](#)
[Vienna classification](#)

Search results

Mark: INVENT
 Sorted by: Filing Date
 Number of hits 4

Mark	Holder Name	Representative	Appl.no.	Classes	Filing date	Image Type
INVENT	CARL ZEISS MEDITEC SAS	SANTARELLI	004844289	10	2005-12-27	
INVENT	Ventana System Aktiebolag		1999/02322	6 Vienna classes: 270501	1999-03-23	X
INVENT	Dansac A/s	GEVERS	000511261	10	1997-04-14	
INVENT	QUALITY MARKETING I VÄSTERÅS AKTIEBOLAG	Blomberg & Co Skandinaviska Patentbyrån Aktiebolag	1993/11696	11	1993-12-10	

[To top:](#)

手順 4 :
検索結果リスト画面
以下の項目が表示される。

- Mark:商標
- Holder Name:名義人
- Representative:代理人
- Appl. no.:出願番号
- Classes:分類
- Filing date:出願日
- Type:商標種類 (ex.共同
体商標)

各商標をクリックすると、
詳細情報が表示される。

PRV Swedish Trademark Database Svenska

[Home](#)
[Search for cited references](#)
[Help](#)

New search

Detailed information 1999/02322

Mark: INVENT
Holder Namne: Ventana System Aktiefbolag, Strömfallsvägen 34, 135 49 Tyresö, Sverige
Representative:
Applicant: Ventana System Aktiefbolag, Strömfallsvägen 34, 135 49 Tyresö, Sverige
Classes: 6
Vienna classes: 270501
Application number: 1999/02322
Filing date: 1999-03-23
Registration number: 0341442
Registered: 2000-10-20
Status: Registrerad
Type: Nationellt varumärke



Goods/Services
Classes 6
Class description Aluminiumprofiler för användning vid tillverkning av skyltställ.

手順 5 :
商標の詳細情報の表示のページ

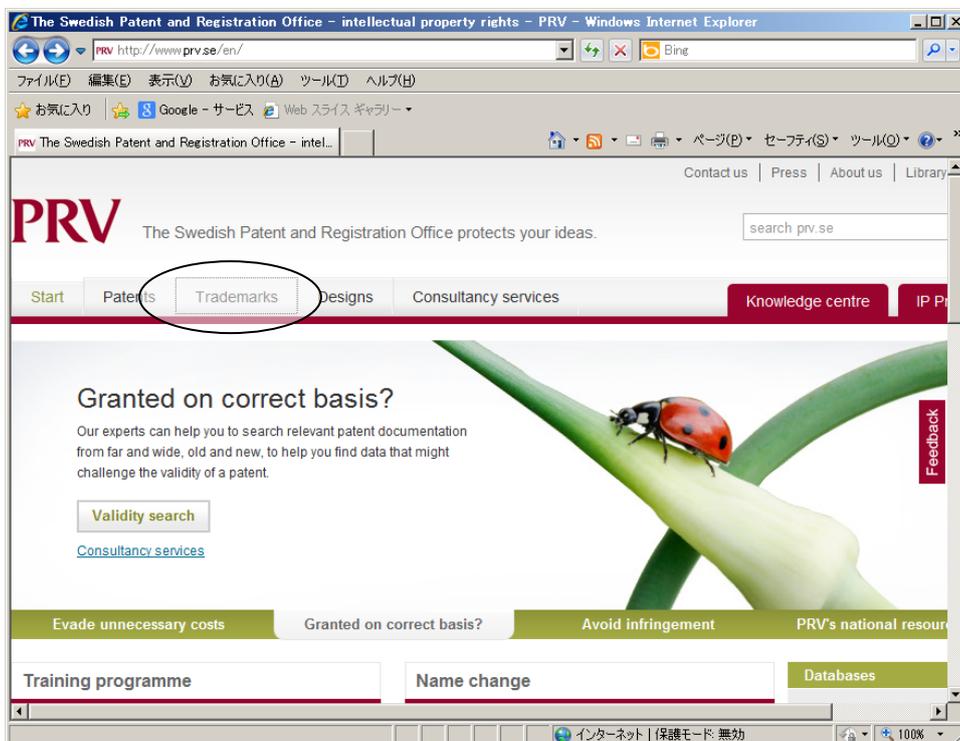
以下の項目が表示される。

- **Mark:** 商標
- **Holder Namne:** 名義人
- **Representative:** 代理人
- **Applicant:** 出願人
- **Classes:** 分類
- **Application number:** 出願番号
- **Filing date:** 出願日
- **Registration number:** 登録番号
- **Registered:** 登録日
- **Status:** ステータス
- **Type:** 商標種類 (ex. 共同体商標)
- **Goods/Services:** 区分、指定商品・役務名

②スウェーデンにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

参照アドレス：<http://www.prv.se/en/>（英語のページ）

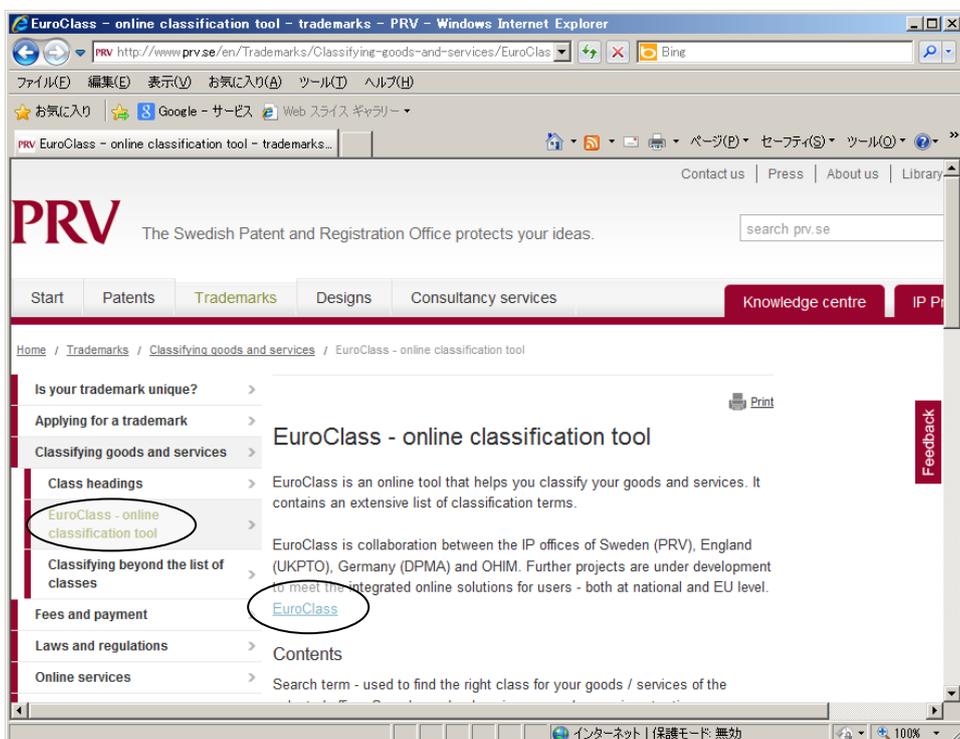
検索手順：



手順 1：

スウェーデン特許登録庁
（英語版）のトップページ

上段タブの「Trademarks」
をクリック



手順 2：

「Trademarks」のページ

左端の「Classifying Goods and Services」をクリックすると、サブメニューが表示される。「EuroClass-online classification tool」をクリック

次に、中央の「EuroClass」をクリックすると、OHIM ウェブサイト「euroclass」にとぶ。

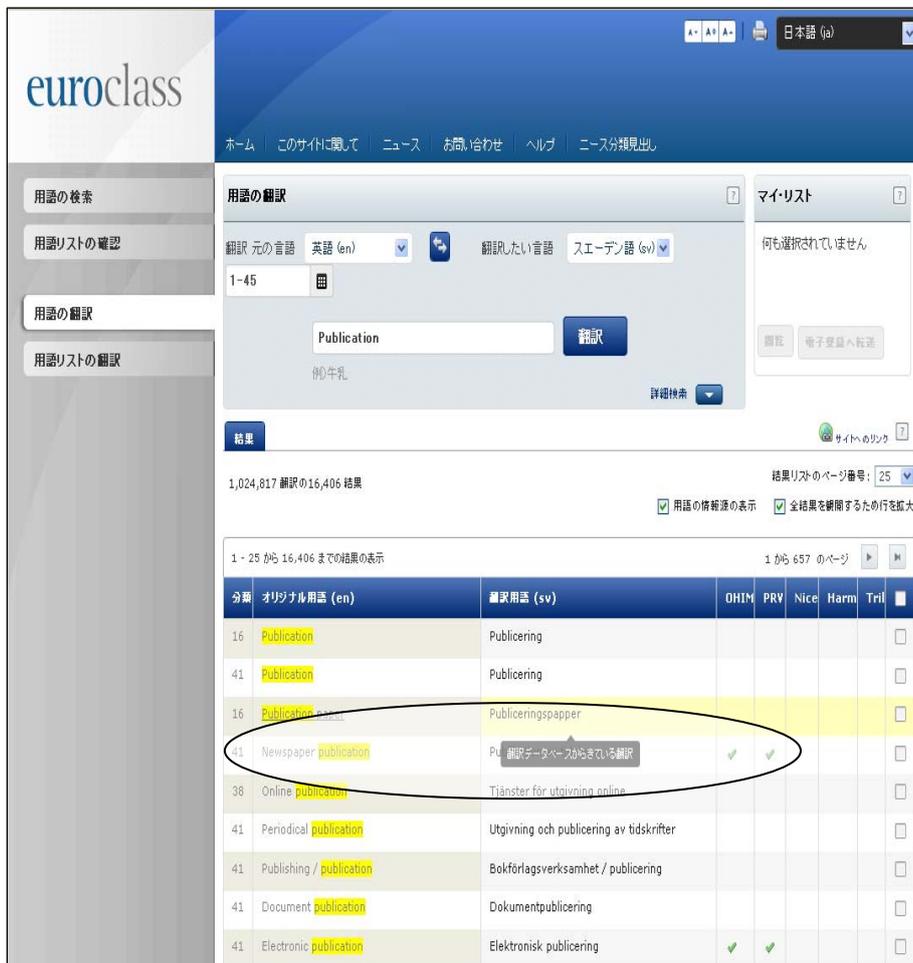
注）「euroclass」は OHIM が提供する商品及びサービスの分類の検索ができるオンラインツール。検索した用語が euroclass 加盟官庁で受け入れられているかを確認することができ、スウェーデン特許登録庁も加盟している。



手順 3 :
「euroclass」の検索用語入力ページ

「用語の翻訳」を選択
翻訳元の言語「英語」
翻訳したい言語「スウェーデン語」を選択

「Publication」を入力し、
翻訳



手順 4 :
翻訳結果の表示

調和済み官庁のうち
「PRV (スウェーデン)」
にチェックがある用語が
スウェーデンにおいて有
効な表示となる。